

守山市中小企業等省エネ・再エネ設備等導入促進補助金

申請の手引き

👉 受付期間

令和5年7月18日～
令和6年1月31日



▶ 補助率 **1/2** (補助対象経費10万円以上(税抜き)に対し)

▶ 補助限度額 **50万**

▶ 補助対象事業

省エネルギー化に関する設備の導入 (※ただし指定設備のみ対象 [詳細はP3])

高効率空調、産業ヒートポンプ、業務用給湯器、高性能ボイラ、高効率コージェネレーション、変圧器、冷凍冷蔵設備、産業用モータ、制御機能付きLED照明器具

再生可能エネルギーの活用に関する設備の導入

太陽光発電システム、蓄電池(太陽光発電と併用するもの)

補助対象期間：交付決定日から令和6年2月29日までに施工したもの

▶ 制度の概要

新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、電気およびガス料金を含む物価高騰による影響が市内中小企業等に及んでいる状況を鑑み、固定費削減による安定した経営基盤の強化、市内産業の低炭素化の促進および将来的なGXに資する取組の促進を目的として、省エネルギー化および再生可能エネルギーの活用に関する設備の導入等にかかる経費の一部を補助します。

【問い合わせ先】〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

守山市都市経済部商工観光課(市役所 2階 新庁舎移転後 4階)

Tel:077-582-1131 Fax:077-582-1166

(R5.8.7～ Tel:077-582-1131 Fax:077-582-6947)

メール:shokokanko@city.moriyama.lg.jp

補助対象者

- ① 守山市内に店舗・工場・事業所・事務所・支店を有する、中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する中小企業等
- ② 市町村税等の滞納がないこと。
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う事業所でないこと。

①中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する中小企業等

	区 分	資本金の額	常時使用する従業員
会社または個人事業主	製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	サービス業	5,000万円以下	100人以下
	小売業	5,000万円以下	50人以下
	ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5,000万円以下	200人以下
	その他の業種（上記以外）	3億円以下	300人以下
	組合等（企業組合、協業組合等）、財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）、医業、歯科医業を主たる事業とする法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人	10億円以下	2,000人以下

※資本金の額または出資金の額が上記を満たしていること。

※下記のいずれかに該当する「みなし大企業」は除く。

- ①発行済株式の総数または出資価額の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している事業者
- ②発行済株式の総数または出資価額の総額の2/3以上を大企業が所有している事業者
- ③大企業の役員または職員を兼務する者が役員総数の1/2以上を占めている事業者
- ④資本金または出資金の額が10億円を超える事業者
- ⑤常時使用する従業員の数が2,000人を超える事業者

※政治団体（法人）または宗教団体（法人）は除く。

補助対象事業

交付決定日から令和6年2月29日までに工事請負契約等を締結し、引き渡しを受けた下記の事業

市内に本社・本店を有する法人または市内の個人の施工業者を利用して施工する事業が対象です

省エネルギー化に資する設備導入

（取組事例）

- ・高効率空調
- ・業務用給湯器
- ・高効率トランス
- ・冷凍冷蔵設備
- ・制御機能付きLED照明器具
- ・産業ヒートポンプ
- ・高性能ボイラ
- ・変圧器
- ・産業用モータ

既存設備の更新のみ（新規設置×）

再生可能エネルギーの活用に関する設備導入

（取組事例）

- ・太陽光発電
- ・蓄電池(太陽光発電と併用するもの)

既存設備の更新・新規設置ともに○

×対象外の事業

- ① 補助対象者と資本関係がある事業者と契約した事業
- ② 補助対象者の代表者、役員、配偶者もしくは2親等以内の親族が役員として属する事業者と契約した事業
- ③ 事業を営んでいない個人と契約した事業
- ④ 自宅兼事業所に設置する設備等で専ら事業の用のみに使用する設備等でないと認められるもの
- ⑤ 公序良俗に反するおそれがある事業所にかかわるもの
- ⑥ 過去に国、県、市区町村が実施する助成制度による財政的支援を受けた補助対象設備のうち、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1および別表第2に規定する法定耐用年数を経過していない設備を更新するもの

補助対象経費

次のいずれかに該当する経費が補助対象経費となります。

- ① 一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する令和4年度補正予算先進的省エネルギー投資促進事業（C）指定設備導入事業の＜ユーティリティ設備＞に選出された、省エネ設備の導入に係る本工事費、付帯工事費および設備費

ホームページ <https://sii.or.jp/shitei04r/search/> で対象設備を検索できます。 →
ユーティリティ設備（高効率空調、産業ヒートポンプ、業務用給湯器、高性能ボイラ、高効率コージェネレーション、変圧器、冷凍冷蔵設備、産業用モータ、制御機能付きLED照明器具）に記載されている設備が対象です。



- ② 太陽光発電システムまたは太陽光発電と併用する蓄電池の設置に係る本工事費、付帯工事費および設備費

×対象外経費

- ・消耗品の購入に係る経費
- ・公租公課（消費税または地方消費税相当額等）
- ・各種保証料、保険料
- ・既存設備等の修理または修繕に係る経費
- ・購入の際にポイントを利用した場合の利用額および値引き費用
- ・中古品またはリース取引に基づく設備等の取得費用
- ・販売、貸付等による利益を目的とする設備等の取得費用
- ・転売、返品、贈与等を目的とする設備等の取得費用
- ・予備的取得、将来に備えるための設備等の取得費用
- ・経常的に係る維持管理費用

補助金額

補助金額 = 補助対象経費 × 1 / 2（千円未満切捨、上限50万円）

※補助対象経費の総額が10万円を下回る場合は補助の対象としません。

申請方法【事前申請】

👉 申請書受付期間 令和5年7月18日（火）～令和6年1月31日（水）

※ただし、予算が上限に達した場合は早期に終了します。

（受付時間：平日 8時30分～17時15分まで（執務時間中））

交付申請書の提出

交付決定
(郵送)

事業実施

実績報告書の提出

補助金交付
(振込)

補助対象事業期間
(交付決定日～R6.2.29)

👉 申請書・実績報告書提出場所 守山市役所商工観光課（2階 新庁舎移転後4階）

※ 交付決定後～令和6年2月29日までに実施する事業が補助金の対象となります。

※ 交付申請時と内容が変更した場合は、変更承認申請書の提出が必要です。

（交付決定額から10%以内の減額は変更申請不要。また、増額の変更は行いません。）

※ 対象事業となるかどうかなど、いつでもご相談ください。

提出書類

☞ 交付申請時に必要な書類

① 交付申請書（様式第1号）

※設備を導入する事業所が賃貸している物件の場合は、所有者の承諾が必要です。（押印または自筆の署名）

② 守山市に事業実態があることが確認できる資料 次の●のいずれか

● 直近の確定申告書の写し

法人の場合 法人税申告書別表一、および法人事業概況説明書の写し

個人の場合 所得税確定申告書Bの第一表、第二表

（青色申告の方）青色申告決算書

（白色申告の方）収支内訳書の全ページ

● 法人登記簿の写し（3月以内に発行されたもの）

③ 補助対象事業に係る見積書（メーカー名、型番、経費内訳のわかるもの）

④ 申請者が個人事業主の場合 申請者の住民票、運転免許証、マイナンバーカード等申請者の氏名および現住所が確認できる公的証書の写し

⑤ その他必要と認める書類（追加で書類提出をお願いする場合がございます。）

⑥ 守山市に納税義務がない方が申請する場合

納税地での市町村税の全ての税目に関する直近の納税証明書または完納証明書

⑦ 施工業者等が申請を行う場合 委任状（様式第2号）

☞ 実績報告時に必要な書類

① 事業実績報告書（様式第7号）

② 補助対象事業に係る請負契約書または発注書等の写し

※発注日、発注者名、納品場所、履行期間のわかるもの

③ 補助対象経費を支出したことを証する書類の写し（領収書等）

④ 補助対象事業の施工前後の写真

⑤ 再エネ設備導入の場合 補助対象事業に係る導入設備の仕様が判別できる書類

⑥ 交付請求書（別記様式第8号）※日付・金額・通知番号は空白

⑦ 施工業者等が申請を行う場合 委任状（様式第2号）※申請時に提出済みの場合は不要

☞ 変更交付申請時に必要な書類

① 変更承認申請書（様式第5号）

② 変更後の見積書（メーカー名、型番、経費内訳がわかるもの）

▶ 提出した書類の控えについては、令和11年3月31日まで各自で保管してください。

▶ 補助金の交付を受けて取得した物品については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」別表第1号および第2号に規定する法定耐用年数を経過するまでは、目的に反して使用し、交換し、貸付し、担保に供し、または破棄してはいけません。

▶ 補助金交付後、守山市または守山商工会議所により、適宜、事業効果の測定や新たな課題の抽出を行うため、アンケートや訪問による聴き取りを行いますのでご協力ください。

▶ 導入以降も商工会議所などにより、随時伴走支援を行いますので、お気軽にご相談ください。